

行政不服審査会答申第1号

令和7年12月12日

中津川市長 小栗 仁志 様

中津川市行政不服審査会

会長 木河 賢二

延滞金減免不承認取消請求事件について（答申）

令和7年11月12日付けで貴職から受けた、中津川市長（以下「処分庁」という。）による令和7年8月1日付の延滞金減免決定通知書に関する処分（中債第42号）についての審査請求（延滞金減免不承認取消請求事件（令和7年度審査請求第1号））に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

次に掲げる事由により、本件処分の取消しを求めるものである。

中津川市が令和7年8月1日付けで行った、中津川市税等減免取扱規則第12条の規定による延滞金非減免処分に対し、この処分は、地方税法第15条の9第4項の規定に基づき対応できないのか、また、他の市では延滞金が減免された等の理由で、差押えにより支払った延滞金のうち2分の1に相当する5,621,750円の返金を求めるものである。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張は、次に掲げる事由により、処分庁に違法又は不当な点はないため、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるものである。

税金は持参債務として自主納付が大原則である。また、延滞金は納期限経過後に納期内納税者との公平性を図るために発生するものであり、納期限を過ぎた場合は差押えによらない自主納付中の納税者にも加算されている。

処分庁における差押えによる延滞金の減免は、納期内納税者及び自主納付により延滞金を含めた滞納解消に努めている納税者との公平性を図れないため、地方税法第15条の9第4項による減免はしないものと判断しており、他の差押え対象者についても減免は行っていない。

そもそも、審査請求人が提出した延滞金減免申請書において、減免を求める理由として述べている「十分な差押えをした場合の免除（地方税法第15条の9第4項）」は、中津川市税等減免取扱規則別表第1中「1法に要件が定められているもの」に含まれるものであり、中津川市税等減免取扱規則第11条第2項の規定に基づく減免申請の対象となっていない。

なお、審査請求人が延滞金減免申請書において、中津川市税等減免取扱規則第11条第2項の規定に基づく減免要件に該当するか、過去の納付状況、差押え状況について審査した結果、減免対象となる特別な理由があるとは判断されなかった。

上記の理由から、非減免とした。

第3 審理員意見書の要旨

(1) 審査請求人が令和7年7月17日に行った延滞金減免申請は、減免申請の理由から、中津川市税等減免取扱規則別表第1中「1法に要件が定められているもの」のうち、「地方税法第15条の9第4項の規定により滞納に係る徴収金の額に相当する財産の差し押さえ（参加差し押さえを含む。）をした場合」に該当するものであり、延滞金減免申請の要件に該当しないものと考えられる。

(2) 一般的に法令の「できる」規定は、処分庁の裁量に委ねられるものであり、地方税法第15条の9第4項の規定においても、処分庁の裁量が認められると考えられる。

さもなければ、法令に「延滞金を免除する」と規定されるはずである。

(3) 税金は憲法第30条により納税の義務が定められており、持参債務として自主納付が大原則である。

処分庁が、中津川市税等減免取扱規則別表第1中「1法に要件が定められているもの」のうち、「地方税法第15条の9第4項の規定により滞納に係る徴収金の額に相当する財産の差し押さえ（参加差し押さえを含む。）をした場合」の判断として、納期内納税者および自主納付により延滞金を含めた滞納解消に努めている納税者との公平性が図られないことから、納税義務者又は特別徴収納税義務者対象者に対して延滞金の減免を行わないこととしていることについては、処分庁の裁量として納税義務者の公平性の観点から合理性があると考えられる。

第4 審査会の処理経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	経過
令和7年11月12日	諮詢書受理
令和7年12月10日	審議
令和7年12月12日	答申

第5 審査会の判断の理由

1 本件処分について

- (1) 本件申請は、審査請求人が地方税法第15条の9第4項の適用（徴収金額に相当する財産の差押えをした場合の延滞金免除）を求める趣旨で行ったものであるところ、同規定は、処分庁に免除の可否を判断する裁量を付与する「できる」規定である。また、中津川市税等減免取扱規則においては、同条項に関わる事由は別表1中「1法に要件が定められているもの」に分類され、規則第11条第2項に基づく申請手続の対象とは位置付けられていない。
- (2) もっとも、処分庁は、当該申請につき、形式面の適合性にとどまらず、中津川市税等減免取扱規則第11条第2項の規定（申請に基づき市長が可否を決定するもの）に基づく減免要件に該当するか、審査請求人の過去の納付状況、差押えの状況その他の事情を把握したうえで、延滞金の減免を相当としない旨の判断を行っている。したがって、本件は、手続適合性の問題を超えて、延滞金減免の要否に関する裁量判断の当否が争点となる。
- (3) 延滞金制度は、納期限内納付者との衡平及び滞納の抑止を目的とするものであり、処分庁が、原則として差押えに至った事案について延滞金を減免しないとの運用方針を定め、個別事情を踏まえ例外的に減免の要否を検討する枠組みを採ること自体は、目的適合的であり合理性が認められる。処分庁の判断過程及び結論は、裁量権の範囲を逸脱又は濫用したものとまでは認められない。

2 審理員による審理手続について

本件審査請求に係る審理員による審理手続について、違法又は不当な点は認められない。

3 結論

上記のとおり、本件審査請求について、当審査会は第1記載のとおり判断する。

第6 中津川市行政不服審査会委員

役 職	氏 名	備 考
会 長	木河 賢二	弁護士
委 員	熊本 淳	中京学院大学経営学部専任講師
委 員	今井 文夫	人権擁護委員